

第30号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 1 7 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和３１年６月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

付則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

付則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

付則第８項の前の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

付則第９項及び第１０項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

付則第１１項及び第１２項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

付則第１３項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

付則第１５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

付則第１６項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

付則第１９項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項」に、「第３３項、第３８項、第３９項、第４２項若しくは第４４項」を「第３４項、

第35項、第37項若しくは第39項」に改める。

付則第21項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。